

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月26日

大阪府知事 殿

提出者

住 所 大阪府松原市立部5丁目8番8号

氏 名 株式会社大野 代表取締役 山形 雅史

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 TEL 072-333-5711

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社大野
事業場の所在地	大阪府松原市立部5丁目8番8号
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	605百万円
③従業員数	13人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	（解体工事）現場から出た廃棄物 コンクリート 再資源化し砕石として 利用、アスファルトガラ再生して路盤材として利用する。がれき類は再生砕石・再生路盤材・アスファルト合材などのリサイクル材に加工する処分場に搬入する。木くずは再生利用業者及び優良業者に搬入する。搬入先の処分場は紙・パルプ用チップとして売却する。石綿含有産業廃棄物は他の廃棄物と混ざらない様にして優良業者に搬入する。

（日本産業規格 A列4番）

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図) 代表取締役→工事部→産業廃棄物担当課

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	紙くず
	排 出 量	0.07 t	0.6 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず
	排 出 量	1 t	1 t
	(今後実施する予定の取組)		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
【前年度（      年度）実績】			
木くず	金属くず	ガラスくず	石膏ボード
188.1 t	3.4 t	4.48 t	5.7 t
【目標】			
木くず	金属くず	ガラスくず	石膏ボード
130 t	1 t	2 t	4 t

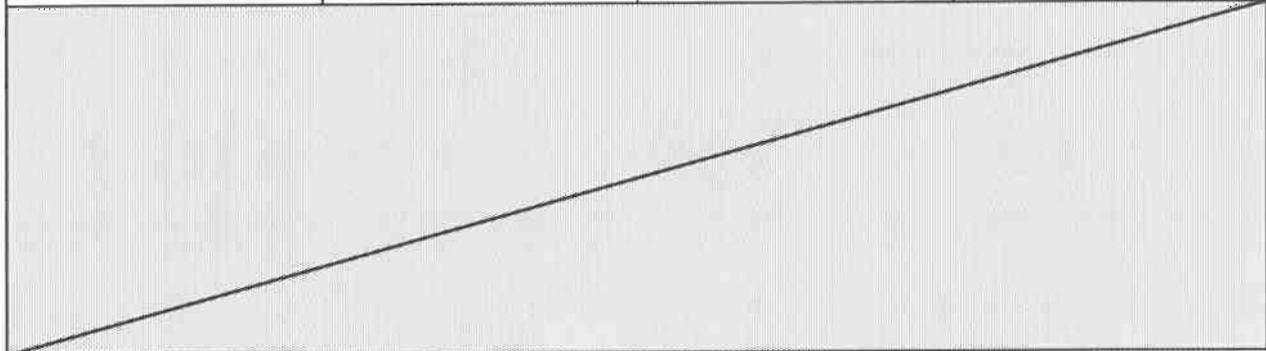
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
【前年度（      年度）実績】			
がれき類	コンクリートガラ	管理型混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物
109.45 t	855 t	26.85 t	26.14 t
【目標】			
がれき類	コンクリートガラ	管理型混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物
100 t	700 t	20 t	15 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
【前年度（      年度）実績】			
蛍光灯	木くず（チップ）		—
0.02 t	12 t	t	— t
【目標】			
木くず（チップ）	蛍光灯	—	—
10 t	1 t	— t	— t

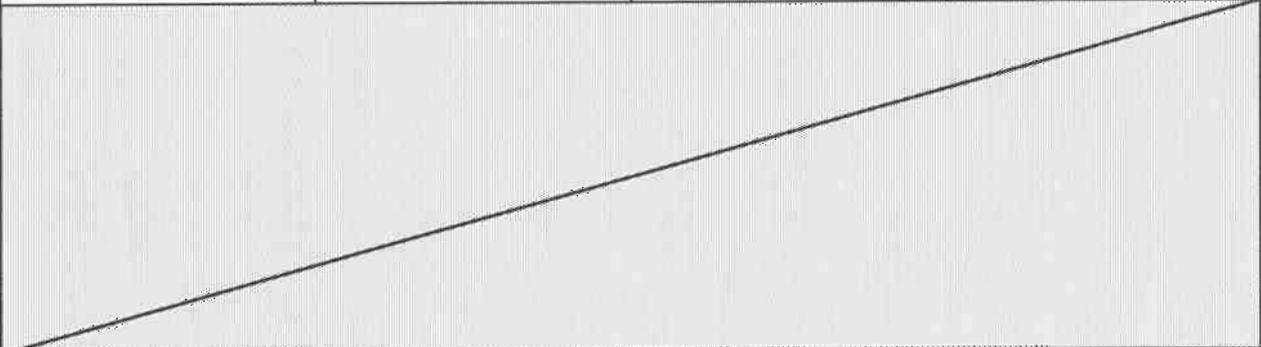
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず <sup>※</sup>
	全処理委託量	1 t	1 t
	優良認定処理業者への処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への処理委託量	1 t	1 t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>解体現場で出る廃棄物は徹底して分別し、成るべく再生利用業者及び優良業者に搬入する</p>			
※事務処理欄			

(第5面)

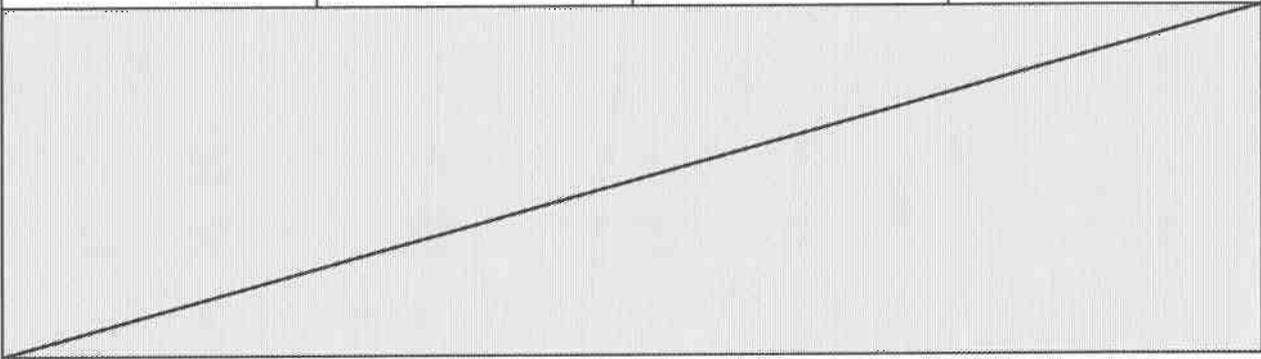
【目標】			
木くず	金属くず	ガラスくず	石膏ボード
130 t	1 t	2 t	4 t
130 t	- t	1 t	4 t
130 t	1 t	1 t	4 t
- t	- t	- t	- t
- t	- t	- t	- t



【目標】			
がれき類	コンクリートガラ	管理型混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物
100 t	700 t	20 t	15 t
70 t	- t	- t	15 t
100 t	700 t	- t	- t
- t	- t	20 t	- t
- t	- t	- t	- t



【目標】			
木くず (チップ)	蛍光灯	—	—
10 t	1 t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
10 t	1 t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t



備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。